

平成31年4月25日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成31年3月分)について

平成31年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成31年3月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成31年3月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが57件、平成29年度が29件、平成28年度が11件、平成27年度が3件、平成26年度が2件、平成25年度以前が37件、合計139件(市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた15件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な126件について、一覧で事象をお示ししています。

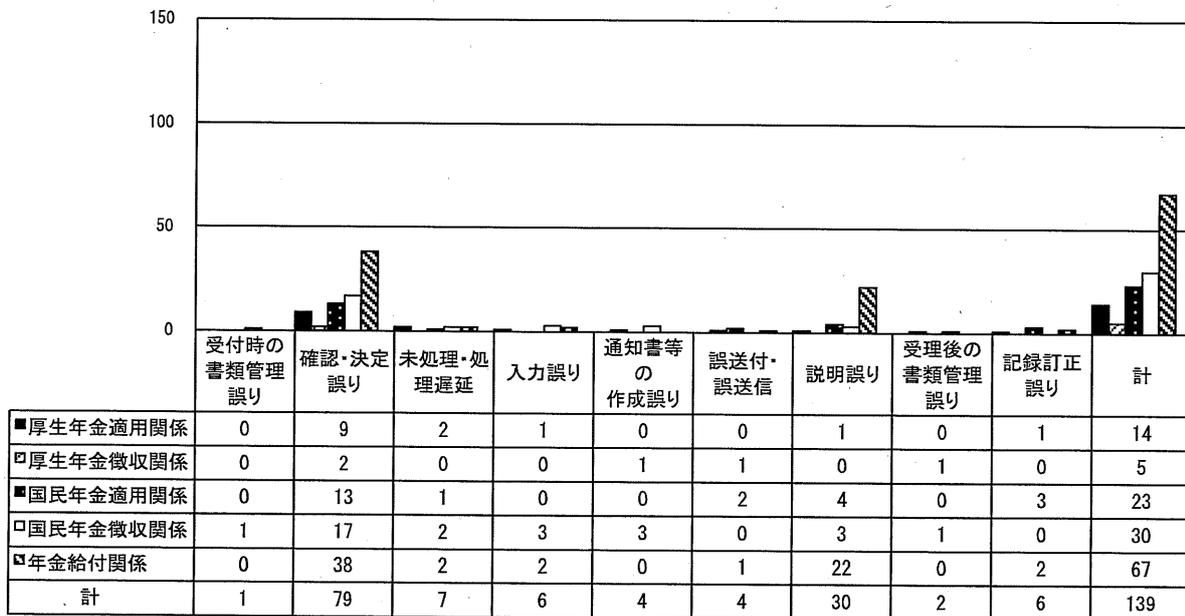
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	20(2)	2	1	3(1)	4	2	5	2	3	11(3)	29(4)	57(19)	139(29)
割合	14.4%	1.4%	0.7%	2.2%	2.9%	1.4%	3.6%	1.4%	2.2%	7.9%	20.9%	41.0%	100.0%

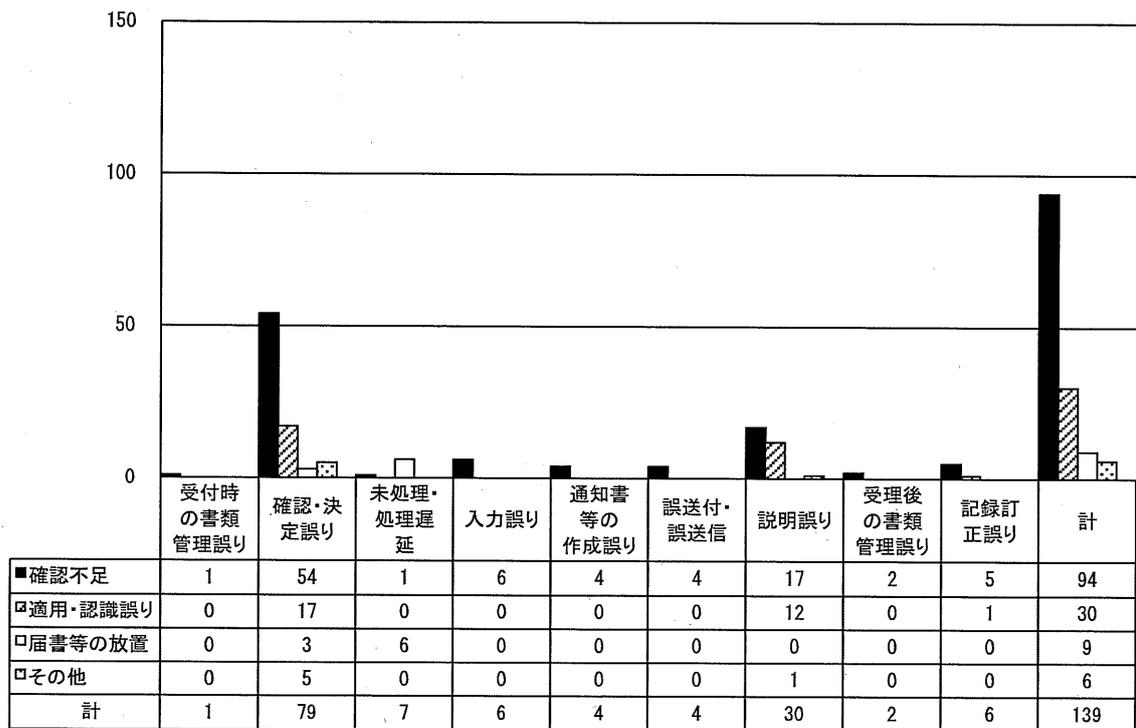
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

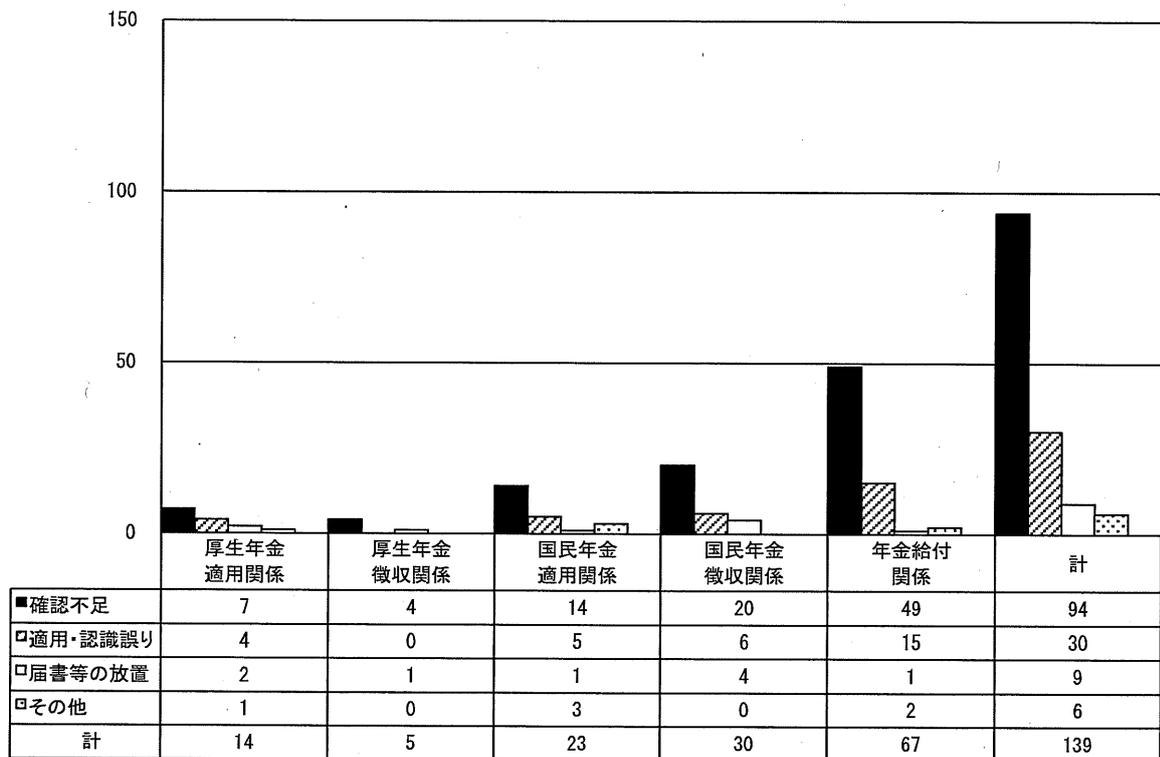
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



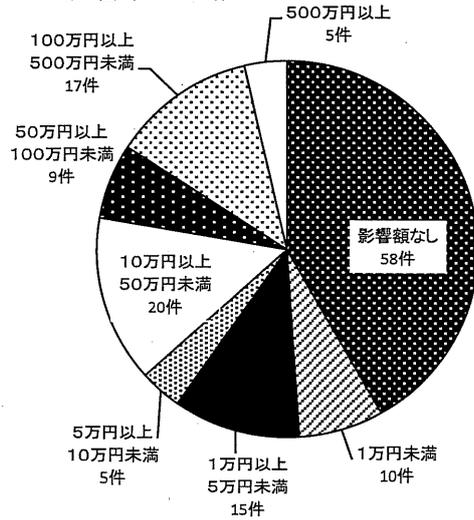
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

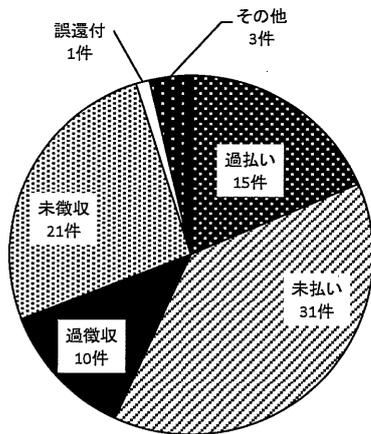


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		7	2	15	13	21	58
1万円未満		0	1	0	8	1	10
1万円以上 5万円未満		3	1	2	6	3	15
5万円以上 10万円未満		0	0	1	0	4	5
10万円以上 50万円未満		2	0	5	2	11	20
50万円以上 100万円未満		0	0	0	0	9	9
100万円以上 500万円未満		0	0	0	1	16	17
500万円以上		2	1	0	0	2	5
計		14	5	23	30	67	139

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	15件	20,114,086	1,340,939
未払い	31件	41,897,103	1,351,519
過徴収	10件	3,020,690	302,069
未徴収	21件	7,871,180	374,818
誤還付	1件	65,910	65,910
その他	3件	6,329,018	2,109,672
計	81件	79,297,987	978,987

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	1件	793,843円
未払いと未徴収	1件	18,413円
過徴収と未徴収	1件	5,516,762円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	74件	53.2%
外部	65件	46.8%
計	139件	100.0%

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成31年4月25日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,108人 (605.1億円)
- ・支払いが完了していない方 855人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成31年4月支払 31人 (0.3億円)

(参考：平成30年2月から平成31年4月までの累計 23,994人 (137.5億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成31年4月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成31年4月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成31年4月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	6件	913万円	365件	7,116万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	7件	634万円	1,542件	12.1億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	6件	799万円	142件	910万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	4件	84万円	80件	262万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	1件	14万円	165件	3,222万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	1件	85万円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生日月の誤り	未払い	0件	0円	237件	3,811万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	3件	463万円	8件	904万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月の誤り	未払い	1件	0.3万円	1,402件	9,915万円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金記録削除漏れによる老齢厚生年金の誤り	過払い	2件	70万円	8件	79万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	6件	103万円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	62件	58万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	19件	4,175万円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	111万円	13件	864万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	87件	764万円	20,353件	8.2億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	193万円	237件	9,148万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	3件	1,489万円	220件	8.5億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	6,137件	9,707万円	32,800件	6.7億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の人力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	22件	5,141万円	22件	5,141万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番9、項番21、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の平成31年3月分の事務処理誤り一覧(1～18ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～12 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 3P | 整理番号 13～16 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 4P | 整理番号 17～37 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 7P | 整理番号 38～62 |
| 5. 年金給付関係 | | 10P | 整理番号 63～126 |

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(19～21ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2010年 3月11日	2018年 11月1日	○担当部署で確認したところ、遡及した資格取得届を処理する際に一旦取消した賞与支払記録について、確認が不足し再登録を行わなかったことから、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、賞与支払記録の再登録を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、一旦取消した賞与支払記録の再登録及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	その他	18,413
2			愛知	名古屋広域事務センター	2018年 11月26日	2018年 6月26日	○年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2018年 8月16日	2018年 12月28日	○事業所から連絡があり、算定基礎届の被保険者整理番号の確認不足により、誤った被保険者整理番号で処理を行ったことにより、別の被保険者の報酬として登録が行われたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	172,026
4	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2019年 1月15日	2019年 2月6日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の記載されている金額を見誤ったことにより、賞与額を誤って登録したため、事業所に送付された標準賞与額決定通知書の金額が誤っていることが判明しました。 ●担当者が事業所へ説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、正しい金額での標準賞与額決定通知書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
5			神奈川	事務センター	2019年 1月22日	2019年 2月20日	○事業所から問合せがあり、賞与支払訂正届を処理する際の確認が不足し、算定基礎届の記録を誤って取消したことから、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、賞与支払(訂正)届の処理時の確認および処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	13,475
6			福島	郡山	2018年 12月11日	2019年 1月31日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に確認不足により処理不要としたことから、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	5,806,309
7	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年 5月14日	2019年 1月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金記録照会申出書の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類としたため年金記録照会申出書の処理がされず、年金記録の回答書が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の回答書を送付しました。 ●委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	2017年 7月6日	2019年 2月6日	○担当部署で確認したところ、処理手順の確認不足により、二以上勤務者の70歳以上被用者不該当届を処理する際に、誤って被用者期間が継続するものとして入力したため、老齢厚生年金の在職支給停止の解除が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上勤務被保険者にかかる事務処理手順を再確認し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,160,729
9			北海道	小樽	2017年 7月13日	2019年 2月6日		1名	未払い	214,104
10	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	京都	事務センター	2017年 9月13日	2019年 2月1日	○中央年金センターから連絡があり、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の基礎年金番号を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
11	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	新潟	新発田	2018年 7月9日	2018年 12月18日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から賞与支払届を誤って保管庫において保管していたため、処理が行われず保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。入力処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	42,330
12			兵庫	事務センター	2018年 9月5日	2019年 2月20日		○担当部署で確認したところ、委託業者が被扶養者異動届の受付処理を漏らし、未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。健康保険証は送付しました。 ●委託業者に対し、受付処理時の確認及び書類管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
13	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	2018年 4月頃	2018年 7月4日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録期間の確認を誤り、入力を漏らしたため、保険料が未徴収及び過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録期間の確認を徹底するよう周知しました。	39事業所	その他	5,516,762
14	厚生年金徴収関係通知書の作成誤り	通知書等の作成誤り	静岡	富士	2017年 8月1日	2018年 1月11日	○担当部署で確認したところ、延滞金納付書を作成する際の金額の確認不足により、誤った金額で納付書を作成したため、納付された延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について充当の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金納付書を作成する際の金額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,890
15	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	善通寺	2018年 9月19日	2018年 9月20日	○第三債務者から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の第三債務者宛の差押にかかる領収書が混在して送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の第三債務者にお詫びの上説明し、誤って送付した差押にかかる領収書を回収し、正しい第三債務者に手渡しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
16	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	板橋	2017年 8月9日	2019年 2月5日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から特例納付保険料に係る「納付申出書」が所在不明となり、処理が行われず保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。特例納付保険料に係る「納付申出書」を再度ご提出いただき、入力処理を行い、未徴収の保険料の納入告知を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	20,280

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
17	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	福島	東北福島	2018年 8月20日	2018年 10月30日	○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金資格取得届の機構への送付が遅れたため、納付書が送付されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、書類の進捗管理を適切に行うとともに進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	130,720
18	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	普通寺	1996年 2月25日	2018年 7月27日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	22,343
19			東京	北	2018年 2月26日	2018年 11月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、年金の繰上げ受給者については任意加入できないにもかかわらず、任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、加入資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	150,810
20			栃木	今市	1974年 5月頃	2018年 8月1日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21			香川	普通寺	1976年 8月15日	2019年 1月4日		1名	なし	0
22		説明誤り	兵庫	西宮	2017年 6月13日	2017年 12月8日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
23			東京	板橋	2010年 11月頃	2018年 5月10日		1名	なし	0
24			北海道	札幌東	2016年 12月頃	2018年 8月17日		1名	なし	0
25			埼玉	春日部	2017年 2月9日	2018年 12月4日		○お客様から問合せがあり、海外転出者に対して本来任意加入は遡って納付できないにもかかわらず、帰国後に遡って納付可能と案内していたため、任意加入の手続きが出来ず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入制度の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
26	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	東京	品川	2017年 1月24日	2017年 10月27日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0	
27			神奈川	横浜西	2009年 2月9日	2018年 10月18日		2名	なし	0	
28			東京	北	1998年 4月22日	2019年 1月25日		2名	なし	0	
29	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2015年 5月19日	2018年 11月21日	○年金事務所から連絡があり、本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、配偶者年齢の確認不足により国民年金第3号被保険者該当届を処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の配偶者年齢の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	284,640	
30	国民年金第3号被保険者不該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	堀江	2018年 3月13日	2018年 9月12日	○市町村から連絡があり、国民年金第3号被保険者不該当届を処理する際の確認が不足し、誤った不該当年月日で処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の不該当年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	65,910	
31	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2016年 4月25日	2018年 10月25日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金住所変更届を受理する際の、本人確認が不足し、別人の住所を変更していたため、納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、国民年金住所変更届を受理する際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	未徴収	379,560	
32			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 4月11日	2018年 10月26日		○お客様から問合せがあり、国民年金住所変更届を処理する際の本人確認が不足し、別人の住所を変更したため、別人の納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金住所変更届を処理する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
33	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	2017年 12月18日	2019年 2月5日	○お客様から問合せがあり、資格取得処理をする際の氏名の確認不足により、誤った漢字の氏名で処理を行っていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得処理時の氏名の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
34			群馬	高崎広域 事務センター	2018年 9月4日	2019年 2月15日		○お客様から問合せがあり、市町村において機構へ納付書未送達者の回答をする際の対象者の確認が不足し、誤って同名同姓の方の住所を機構へ回答したため、国民年金保険料の未納のお知らせが間違っ届いていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し記録を訂正しました。間違っ届いた国民年金保険料の未納のお知らせを回収しました。 ●市町村に対し、納付書未送達者の回答の際の対象者の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
35			茨城	土浦	2018年 12月頃	2018年 12月14日		○お客様から問合せがあり、市町村において年金相談時に委任状がないにもかかわらず、代理人に年金個人情報を回答していることが判明しました。 ●市町村担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●市町村に対し、年金個人情報の取扱いを徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
36	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	事務センター	2018年 10月10日	2018年 10月17日	<p>○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様宛ての国民年金加入勸奨状が誤って送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金加入勸奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
37	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	岩手	一関	2018年 8月23日	2019年 2月22日	<p>○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金任意加入申出書及び国民年金保険料口座振替納付申出書の機構への送付が漏れていたことが判明しました。</p> <p>●市町村担当がお客様にお詫びの上説明し、機構において届書の処理を行いました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	愛知	名古屋北	2018年 3月27日	2018年 7月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付書提出書受理時の処理スケジュールの確認が不足し、口座振替が間に合わないにもかかわらず、口座振替されると案内したため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書の処理スケジュールの確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	400
39	国民年金後納保険料納付書提出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2016年 11月1日	2018年 3月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納納付書作成時の確認が不足し、本来の金額より少ない金額で後納納付書を作成したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,440
40			千葉	木更津	2018年 8月20日	2018年 10月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付書提出書処理時の納付期限の確認が不足し、納付書の作成が遅れたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,580
41	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 11月20日	2018年 12月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の免除基準の確認不足により、事実とは異なる免除区分で承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい免除区分での承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の免除基準の確認を徹底するよう周知しました。	59名	なし	0
42		説明誤り	京都	京都西	2018年 6月8日	2018年 11月8日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明誤りにより、お客様の希望しない免除区分で届書を受け付けたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	8,180
43	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2008年 4月1日	2018年 3月29日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44			兵庫	西宮	2005年 3月11日	2018年 6月26日		1名	なし	0
45			宮城	古川	2008年 2月頃	2019年 3月13日		1名	なし	0
46			兵庫	西宮	2010年 4月頃	2018年 9月20日		○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	1999年 11月1日	2017年 11月1日	○お客様から問合せがあり、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理され保険料を追納していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,579,590
48	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2017年 10月12日	2018年 6月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、記載内容の確認不足から、金融機関の確認印がないにもかかわらず処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	377,350
49		入力誤り	大阪	吹田	2017年 3月30日	2017年 6月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,570
50	国民年金保険料口座振替緊急停止の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎北	2018年 11月26日	2018年 11月30日	○お客様から問合せがあり、口座振替の緊急停止の際、口座振替依頼情報の確認不足から誤った内容で停止の依頼を行ったため、口座振替による納付が行われていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止の際の、納付記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,340
51	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	東京	板橋	2013年 5月1日	2014年 5月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付の手続きを案内をする際、手続きが必要であるにもかかわらず、手続き不要と案内したため、クレジット納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジット納付について必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	181,990
52	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2018年 4月25日	2018年 5月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料納付書作成時の処理スケジュールの確認が不足し、納付書発行の処理が遅れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付作成時の処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	580
53			福岡	東福岡	2014年 7月25日	2018年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、納付書を発行していない期間があったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,980
54			福島	東北福島	2018年 6月7日	2018年 7月13日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、前納を希望していたにもかかわらず納付書を送付しなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,080

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年8月30日	2018年11月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、免除承認後に納付された保険料について、誤った期間に充当していることが判明しました。 ●担当部署において訂正処理を行い、お客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、保険料充当時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56			香川	高松東	2018年6月15日	2018年12月10日	○担当部署で確認したところ、差押にかかる事務処理の確認不足により、誤った金額で延滞金が決定されたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押にかかる事務処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	4,950
57	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	秋田	鷹巣	2017年2月1日	2017年2月3日	○お客様から問合せがあり、滞納保険料充当のお知らせを作成する際の確認不足により、誤った氏名及び住所が記載されたお知らせを送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記載内容の滞納保険料充当のお知らせを送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58			新潟	新潟東	2019年2月20日	2019年2月27日	○担当部署で確認したところ、配当計算書を作成する際の確認不足により、誤った配当金額が記載された配当計算書を送付していることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい記載内容の配当計算書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
59	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	新潟	三条	2018年10月17日	2018年10月19日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様宛ての国民年金保険料追納申込書が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料追納申込書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
60	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	香川	高松広域事務センター	2018年6月頃	2018年10月29日	○担当部署で確認したところ、委託業者において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度届書を提出していただきました。 ●委託業者に対し、適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
61		未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年8月29日	2011年7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	102名	なし	0
62			東京	渋谷	2011年6月9日	2013年11月28日		12名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
63	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年8月2日	2018年9月13日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,921,002	
64			静岡	浜松東	2010年11月1日	2017年12月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の一部に不備があったことから、老齢年金の改定処理が行われなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	453,300	
65			説明誤り	大阪	市岡	2018年2月9日	2018年4月10日	○担当部署において確認したところ、制度の理解不足から、雇用保険の基本手当を受給する場合は65歳到達月まで年金が支給停止になるにもかかわらず、支給停止となる月の確認を誤り65歳到達月は支給停止されないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険を受給する場合の年金の支給停止について再確認しました。	1名	なし	0
66				北海道	札幌東	2012年9月25日	2017年10月24日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,323,276
67				愛媛	新居浜	2015年1月14日	2017年10月25日	●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	112,560
68				静岡	浜松西	2011年9月21日	2017年6月12日		1名	未払い	11,302,223
69	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	山口	萩	2012年3月29日	2018年2月23日	○お客様から問合せがあり、共済組合期間の確認不足から、過去に支給済みである退職一時金を現在返還中であることから老齢基礎年金の計算に含める必要がある共済組合期間を計算に含めずに老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,277,290	
70	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2011年11月10日	2018年7月24日	○年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	9,159	
71			栃木	今市	1986年1月14日	2017年12月18日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	185,779	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
72	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2013年 4月頃	2018年 8月14日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金の受給権発生のため法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い老齢年金を支給していたため、年金が過払いとなるとともに国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	793,843
73			北海道	札幌東	1998年 10月10日	2017年 10月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	169,285
74		説明誤り	大阪	堺東	2017年 1月27日	2017年 6月9日	○年金相談時の記録確認により、年金相談センターにおける過去の年金相談の際に、年金記録の確認不足から、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の案内をせずに年金請求書を受付し処理を行ったため、誤った受給権発生年月日で年金を決定し年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,154
75	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2017年 7月24日	2018年 12月12日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	78,359
76			愛知	半田	2018年 1月18日	2018年 3月26日	○お客様から問合せがあり、年金請求書受付時の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求書を受付した際、誤った日付で受付印を押印しそのまま処理を行ったため、お客様の意向と異なる月から繰下げ支給を開始し年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢年金の繰下げ請求書受付時に受付印を押印する際は、日付の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,600,890
77			東京	東京広域 事務センター	2018年 5月22日	2018年 9月18日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
78		説明誤り	福岡	直方	2014年 2月13日	2018年 9月6日	○機構本部から連絡があり、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができること説明したため老齢年金の請求が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	3,249,999

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
79	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	栃木	今市	2017年 7月11日	2018年 11月14日	○担当部署において確認したところ、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
80			新潟	新発田	2018年 12月4日	2018年 12月13日	○お客様から問合せがあり、お客様の意向の確認不足から、老齢基礎年金のみ繰下げ希望にもかかわらず、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の両方を繰下げするものとして老齢年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、老齢基礎年金のみの繰下げとして老齢年金請求書を受付しました。 ●担当部署において、年金相談時にはお客様の繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
81			愛知	刈谷	2018年 4月24日	2018年 6月7日	○機構本部から連絡があり、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
82	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2016年 4月28日	2018年 8月30日	○年金相談センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、加算すべき寡婦加算を加算せずに遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,420,025
83			宮崎	都城	1969年 7月頃	2018年 8月14日	○担当部署において確認したところ、遺族年金決定時の確認不足から、子として登録すべきところ誤って妻と登録し年金を決定したため、18歳到達の年度末で失権せず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には続柄の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,178,862
84			本部	中央年金センター	2017年 8月2日	2017年 11月17日	○担当部署において確認したところ、年金が振込不能となり年金の支払いが保留となった方について新たな振込先の届出があったため保留となった年金の支払いを行った際、確認不足から遺族年金の失権の処理を漏らし18歳到達により遺族年金が失権した後の期間についても支払ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の失権にかかる事務処理について再確認しました。	1名	過払い	5,128,462
85		説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2019年 2月18日	2019年 3月11日	○年金事務所から連絡があり、コールセンターにおいて委託業者の認識不足のため、遺族年金の受給要件を満たしていない方に対し、遺族年金が受給できると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、遺族年金の受給要件について再確認を行うよう指示しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
86	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	三重	伊勢	2015年 6月15日	2017年 3月1日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の失権についての理解不足から、遺族年金の受給権者である子が直系血族及び直系姻族以外の養子となった場合は、子の遺族年金は失権するにもかかわらず、遺族年金は失権しないと説明し失権届の提出を案内しなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。失権の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金が失権する場合について再確認しました。	1名	過払い	1,938,723
87	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2017年 6月22日	2017年 12月11日	○担当部署において確認したところ、障害年金請求書の処理時の確認不足から、障害認定日を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書処理時の障害認定日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	255,196
88			本部	障害年金センター	2017年 7月27日	2017年 12月13日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級2級として障害年金を決定すべきところ、3級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時に障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	844,441
89			長野	長野北	2018年 4月9日	2018年 11月2日	○市区町村から連絡があり、市区町村で障害年金請求書を受付しましたが、住民票の添付が不要であるにもかかわらず、添付されていないことを理由に不備があるものとして一旦処理を保留としたことから、年金が決定されず未払いとなっていることが判明しました。 ●市区町村の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金請求に必要となる添付書類について再確認するよう依頼しました。	1名	未払い	584,475
90			本部	中央年金センター	2018年 11月1日	2018年 12月14日	○事務センターから連絡があり、所得状況届が未提出のため障害基礎年金が差止となっている方から所得状況届の提出があったため差止解除を行う際、差止解除処理時の確認不足から、一部期間について差止の解除が漏れたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	324,708
91			本部	中央年金センター	2018年 11月5日	2018年 12月14日	○障害年金センターから連絡があり、障害年金センターから入力依頼のあった障害等級の改定処理を行う際、入力内容の確認不足から、誤って障害年金を支給停止とする入力を行ってしまったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,941
92		説明誤り	埼玉	大宮	2018年 6月27日	2018年 8月23日	○機構本部から連絡があり、年金相談の際に、委託社会保険労務士が納付要件の確認不足から本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
93			三重	四日市	2018年 10月19日	2018年 11月8日	○担当部署において確認したところ、年金相談の際に、委託社会保険労務士が納付要件の確認不足から本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
94	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	東京	杉並	2018年 12月17日	2019年 2月5日	○市区町村から連絡があり、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊川	2013年 3月25日	2018年 5月21日	○年金相談時の記録確認により、年金請求書受付時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行わず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時の配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,374,989
96			東京	板橋	2009年 9月頃	2018年 6月22日	○事務センターから連絡があり、生計維持関係の確認不足から年金請求書受付時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時の生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,579,698
97			静岡	浜松西	2004年 2月16日	2017年 5月19日	○お客様から問合せがあり、配偶者の年金受給状況の確認不足から、加給年金が支給停止となる時期を誤って登録したことにより、加給年金の過払額を誤って計算し返納金の納入告知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額の返納金の納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、加給年金の支給停止処理を行う際は、支給停止月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,548,725
98			本部	中央年金センター	2018年 2月15日	2018年 5月10日	○お客様から問合せがあり、配偶者の年金受給状況の確認不足から、加給年金が支給停止となる時期を誤って登録したことにより、加給年金の過払額を誤って計算し返納金の納入告知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額の返納金の納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、加給年金の支給停止処理を行う際は、支給停止月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
99			新潟	六日町	2017年 5月12日	2018年 12月26日	○担当部署において確認したところ、年金相談時の確認不足から、加給年金を支給停止するために必要な加給年金額支給停止事由該当届の提出を案内しなかったため、加給年金の支給が停止とならず年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金停止のために必要な手続きについて再周知しました。	1名	過払い	584,697
100	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2003年 8月14日	2018年 2月8日	○機構本部から連絡があり、事務処理手順の確認不足から、年金記録の訂正に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,042,324
101			愛知	名古屋広域事務センター	2018年 2月5日	2018年 12月21日	○年金事務所から連絡があり、年金記録訂正時の確認不足から、年金決定後の被保険者期間に訂正が生じたため、年金の再裁定を行うべきところ、誤って処理不要としたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	853,083

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
102	再裁定の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2015年 8月頃	2018年 6月11日	○担当部署において確認したところ、老齢厚生年金決定後に月額変更届の提出があり年金額の再計算を行うために再裁定処理を行うべきところ、事務処理手順の確認不足から再裁定を行わなかったため、正しい報酬に基づく在職支給停止の処理が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定後に月額変更届の提出があった場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	273,478
103	年金選択の誤り	確認・決定誤り	福岡	久留米	2016年 12月13日	2018年 9月5日	○お客様から問合せがあり、共済年金の職域加算部分の受給状況の確認不足から、お客様に不利となる年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,759,363
104			本部	中央年金 センター	2013年 11月7日	2017年 3月28日	○年金相談時の記録確認により、年金受給選択申出書処理時の確認不足から、65歳前は障害基礎年金と退職共済年金は併給できないにもかかわらず併給する登録を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け持っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,115,496
105	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 2月20日	2017年 4月12日	○お客様から問合せがあり、年金の支給状況の確認不足から、老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権者が亡くなったため未支給年金の支払いを行う際、老齢厚生年金のみ支払処理を行ったため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書の処理を行う際は、年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	132,153
106	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 3月1日	2019年 3月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者が、年金請求書の処理時の確認不足から住所の漢字の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
107	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	2019年 1月15日	2019年 3月6日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書の処理時の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,825

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
108	遅延特別加算金の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 4月頃	2019年 1月18日	○担当部署において確認したところ、記録判明により脱退手当金の請求ができるようになったことから、脱退手当金に加え遅延特別加算金をあわせて支給すべきところ、事務処理手順の確認不足から遅延特別加算金の支給を行っていなかったため、遅延特別加算金の未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい遅延特別加算金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明により脱退手当金を決定する場合の事務処理手順を再確認しました。	8名	未払い	83,469
109	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	岡山	高梁	1991年 1月9日	2018年 7月31日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、旧国民年金法の障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	713,640
110			山形	米沢	1987年 3月20日	2019年 1月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧厚生年金保険法の障害年金の受給権発生のため任意加入となる期間について、任意加入をせずに国民年金保険料を納付したことから、本来国民年金保険料を還付すべき期間について、年金記録の確認不足から誤って保険料納付済期間として扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し被保険者記録の訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	548,240
111	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2018年 12月10日	2019年 2月18日	○お客様から問合せがあり、死亡一時金請求書処理時の確認不足から、金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金請求書処理時には振込先口座の金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
112		説明誤り	島根	浜田	2018年 4月26日	2018年 5月21日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、国民年金の被保険者期間が免除期間のみで保険料納付済期間がないため死亡一時金の請求ができない方に対し、誤って死亡一時金が請求できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の受給要件を再確認しました。	1名	なし	0
113	年金の返納金の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金 センター	2018年 3月23日	2018年 12月14日	○担当部署において確認したところ、障害手当金の過払いの発生状況の確認不足から、時効消滅により返納金が発生しないにもかかわらず、返納金の納入告知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納金の納入告知の取消処理を行いました。 ●担当部署において、納入告知の処理を行う際は過払いの発生状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
114	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	2007年 12月10日	2019年 2月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、配偶者情報の登録を正しく行わなかったため高齢基礎年金の加算が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には配偶者情報の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,465,878

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
115	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	本部	相談・サービス推進部	2018年7月24日	2018年12月12日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいてお亡くなりになった方の基本情報の確認が不足していたことから、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、受給権者がお亡くなりになったとの相談があった場合は、お亡くなりになった方の基本情報の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	643,168
116			岐阜	高山	2019年1月21日	2019年3月1日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	175,894
117	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	愛媛	松山東	2017年10月16日	2017年11月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が標準報酬改定請求の説明時に請求期限についての説明を漏らしたため、請求期限内に標準報酬改定請求が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
118	年金見込額の誤り	説明誤り	大分	佐伯	2018年2月9日	2018年4月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
119			宮崎	宮崎	2019年3月7日	2019年3月8日	○お客様から連絡があり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の繰上げ開始時期を誤って試算したため、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
120	年金と損害賠償金との調整にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2018年1月31日	2018年12月26日	○お客様から問合せがあり、遺族年金を受給している方が遺族年金受給の原因となった事故にかかる損害賠償金を受け取ったため年金の一部を停止すべきところ、支給停止となる期間の確認不足から、正しい期間で停止の処理が行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金と損害賠償金との調整を行う際は、支給停止期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	912,263
121	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	高知	高知東	2009年7月23日	2017年6月29日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	66,167
122			埼玉	川越	2013年9月26日	2017年12月27日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,166,325

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
123	住所変更の誤り	説明誤り	静岡	浜松西	2018年 12月4日	2019年 2月15日	○担当部署において確認したところ、住所情報の確認不足から、委託社会保険労務士が住所変更届の提出が必要にもかかわらず、誤って提出は不要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を提出いただき住所変更の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
124	年金給付関係書類の誤送信	誤送付・誤送信	本部	中央年金センター	2018年 2月16日	2018年 2月16日	○お客様から問合せがあり、ファックス送信の宛先の確認不足から、金融機関へ送付すべき送金手続きに関する文書を誤って別のお客様へ送信していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送信した文書を回収しました。 ●担当部署において、ファックス送信時は送信先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
125	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	静岡	静岡	2017年 12月19日	2018年 5月21日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおける届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
126			石川	七尾	2017年 11月28日	2018年 10月29日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、市区町村が未支給年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	41,106

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システマ的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金記録削除漏れによる老齢厚生年金の誤り	<p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続を案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>

項番	事象	概要
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。